

6月28日に行われた北商連第48回定期総会では、中部民商を代表して尾谷副会長が発言を行いました。ここにその内容(要旨)を紹介します。

札幌に強く大きな民商建設をめざして

尾谷幸子副会長(共済理事長)



▲発言する尾谷副会長

昨年中部民商には7件の税務調査がありましたが、その中で2件の是認を勝ち取る事ができました。一人はサービスマン業で法人のAさんの所に、取引先へ国税局の税務調査が入り、反面調査に料調の調査官3人がAさんの会社に来ました。以前から民商の会合に参加して税務調査の心得を学んでいたAさんは、毅然とした態度で対応し、民商も立会いに入る中で3回の調査を行いました。料調の主旨は「同った話で内容は分かったたので、これで調査を終了します」と判断し、帳簿をほとんど見せる事なく無事終了しました。

もう一人は昨年の秋に税務調査で入会したススキノ支部のIさんです。この方は4月6日付商工新聞の一面で紹介されているので、ご覧になった方も多いと思います。Iさんへの調査は最初から担当署員の高圧的な態

度が目立つ中で行われてきました。Iさんは家事と育児を行いつつながら、夜もお店を切り盛りしています。時には体調不良の中、必死の思いで調査を受けた事も数回あり、たまたま言われていた書類を忘れた時に税務署は「わざと持ってきたら罰金ではないか」「伝票を書き換えようとしていないか」とまじまじと犯罪者扱いで攻撃してきました。立会いを行ったススキノ支部長が「このような税務署の態度は大問題だ」とすぐに税務署交渉の準備を進め、札幌中税務署に對して「税務運営方針に沿った税務行政を署員に徹底させる事」「納税者への高圧的な態度を改め謝罪する事」を強く要請しました。対応した総務課長は「そのような態度を取った事についてはお詫びします」とその場で本人に謝罪、その後調査に来た担当者も「高圧的な態度であったとしたらお詫びします」と謝罪しました。それから税務署の対応も変わり、結果的には「申告に問題がないのでこれで終わります」と無事調査が終了しました。

二人に共通している事は「税務調査100の心得」に基づいた毅然とした態度をとりながら、調査理由の開示を求め、納得のいく調査を進めた事、そして民商の仲間との団結にあると思えます。
3・13集団申告では、札幌

4民商が共同で税務署側が提案して来た「車庫での申告」という攻撃を跳ね返し、従来通りの集団申告を行わせました。引き続き税務行政の攻撃には機敏に反応し、団結の力でたたかっている事が求められています。

融資の取り組みでは、今年に入ってから半年間で約40件が相談に訪れています。近年にないペースです。そのうち19件、金額で7480万円の融資が実現しました。また、困難な中ではあります。ススキノ等の料飲業者への融資も実現する等、少しずつではありますが、道を切り開きつつあります。しかし一方でセーフティネット保証制度については「スナックは対象業種になっていない」と事を理由に認定や融資を断る等の問題も出てきています。先日会長と事務局長が保証協会と懇談を行いました。対応した企業支援課の課長は「セーフティネット保証も業種だけで断る事はせず、業態等を見て判断している」と回答しています。国会でも日本共産党の仁比参院議員や大門参院議員が予算委員会等で質問を行う中で「スナック業も業態によ



▲総会で選出された新役員の写真(左が横江泰介中部民商会長)

つては対象になる」と中小企業庁も回答しています。こうした答弁も力に、引き続き行政や金融機関との懇談や申し入れを行いながら、制度融資の充実を勝ち取っていきたいと思います。組織建設と署名運動について

署名では、自主共済を守るためにススキノ支部を中心に1会員10筆の目標達成に向けて奮闘しました。保険業法のたかひの中で、目標達成と共に私たちの共済会を守れた事は「たたかえば間違った政治を変えられる」「私たちが集めた署名には大きな力がある」事を実感する大きな成果だったと思っています。

長引く不況は益々私たちが苦しめ、追い込んでいます。こうした状況を打開するためには、札幌市の中小企業振興条例を「絵に描いたモチ」にするのではなく、具体的に動かしていく事が緊急に求められています。同時に私たちが率先して「中小業者を中心とした市民が輝く札幌の街づくり」ビジョンを示して、市長や市議会へ実現させよう求めていく事も必要だと思っています。

SOSネットワーク北海道から

SOSネットワークでは、派遣切りにあった人たちの住居や生活を守ろうと活動しています。皆さんのご家庭で使わなくなったテレビはありませんか?ぜひ提供して下さい。

※使わなくなったテレビがある方は民商へ連絡下さい。

小豆島手延パツーマン好評発売中

小 : 1500円

今年もソーメンの美味しい季節がやってきました。「お店のチャームに出したい」「取引先へのお中元に使おうかしら」とたいへん喜ばれています。



注文は民商事務所(281-2808)へ

